

国際経済法研究会

# 2020年の我が国の経済外交

## 現場目線の回顧と展望

2020年12月10日

外務省経済局国際貿易課長

安部 憲明

## 【現場目線の回顧と展望（政策実務者の個人的つぶやき）】

国際貿易はどんな一年だったか。日本の経済外交はどう対応したか。来年以降の展望は？

- **変動要因**（新型コロナ，気候変動，デジタル化，経済安保，米中対立，米大統領選挙，地政学的摩擦（西太平洋，イラン等））が**重奏**した1年。米中を筆頭に**保護主義**（「自国ファースト」が正当化されやすい地合い）・一方的な**市場歪曲的・貿易制限的措置**を頻用。課題解決や制度構築に向けた協議は全般的に成果に乏しく，**多国間協調への諦観や無関心**が浸透。
- **米新政権の見極めと働きかけ**：すべてが反トランプ的見直し（reset）・回帰（return）に非ず。
- **米中経済摩擦・対立の変容**：二国間収支・雇用 ⇒ 産業競争（ハイテク・安保）⇒ 共通ルールや基準を介した市場・供給網（経済安保圏）の形成
- そのような環境下での日本の経済外交は
  - (1) **経済連携協定**等（日米，日英，RCEP，TPP）  
必要な相手と相応の内容（「垂範牽引型」と「基盤整備型」）で堅実に答を出し続けた。
  - (2) **多角的自由貿易体制**（WTO）  
機能不全と権威失墜（上級委改革や事務局長選）。反転攻勢は「アヒルの水かき」状態。
  - (3) **多国間フォーラム**（APEC，G20）  
**三重苦**（会合間の有機的組立が不能，事業の発展継承が困難，新たな目標・取組への野心薄）。

## 【資料目次】

1	バイデン新政権の方向性	1
2	本年の米中関係の動向	2
3	本年の日本の経済外交	
(1)	経済連携協定等	
	日米貿易協定／デジタル貿易協定	6
	日英EPA	9
	RCEP	11
	TPP	14
(2)	多角的貿易体制（WTO, 新型コロナとデジタル）	17
(3)	多国間フォーラム（APEC、G20）	20

## 2020年大統領選挙（バイデン候補の主な政策）

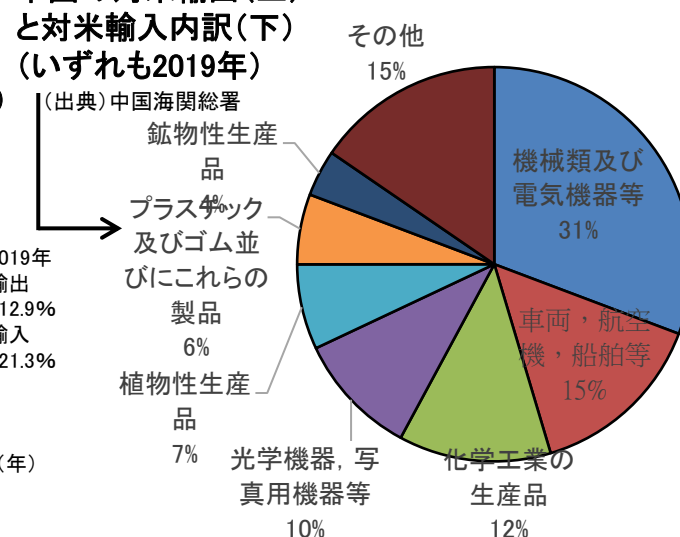
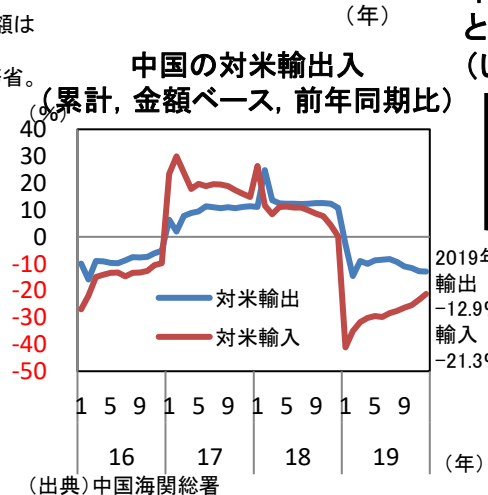
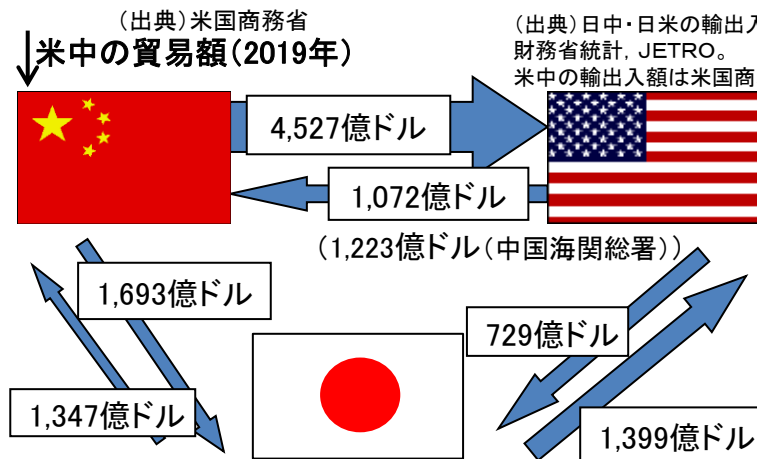
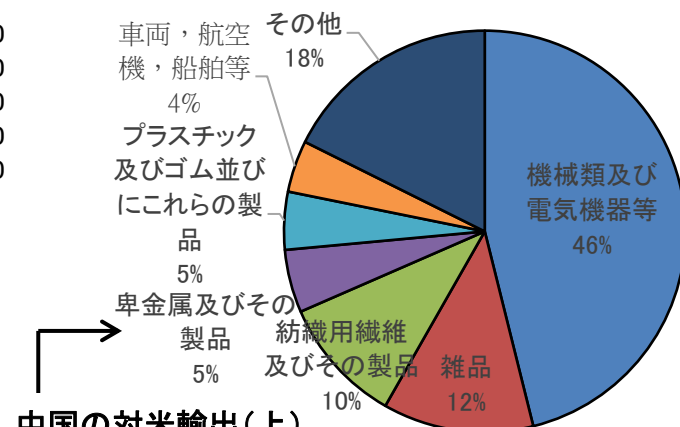
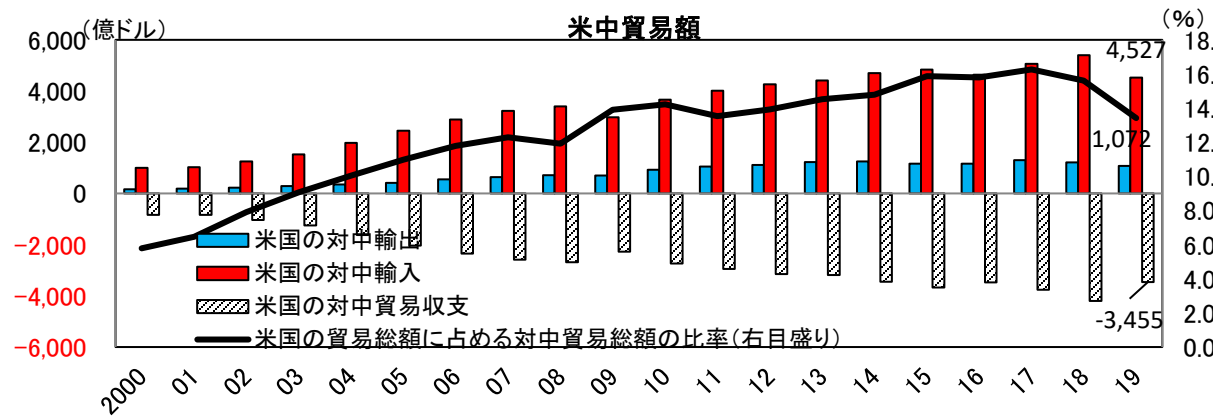
<b>経 済</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国等との競争に勝利するため、<b>米国の競争力を高め、民主主義国との協力を強化。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「<b>米製造業・イノベーション</b>」及び「<b>環境・インフラ</b>」分野に大規模投資を実施（研究・開発に3000億ドル、環境・インフラ分野に2兆ドル等）。</li> <li>➢ <b>中国には断固として対応。</b>同盟国と協力して幅広い分野の<b>国際的なルール作り</b>に取り組み、<b>中国の不公平な貿易慣行</b>（為替操作、国有企業、過剰生産、知的財産窃取等）に対抗。</li> <li>➢ <b>量子コンピューター、AI、5G等の先端技術</b>の開発を強化。同盟国と共に安全で民間主導の<b>5Gネットワーク</b>の構築に取り組む。</li> <li>➢ <b>サプライチェーン</b>の脆弱性とニーズを検証。医薬品等の<b>重要製品の国内製造能力を強化。</b></li> </ul> </li> <li>● 新型コロナに伴う経済停滞に対し、「<b>Build Back Better（より良い再建）</b>」を掲げ、<b>中産階級の再興</b>を強調。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大規模投資等により<b>雇用創出と中間層の拡大</b>を達成（製造業で200万人、研究開発で300万人等）。</li> <li>➢ トランプ大統領の「米国第一」主義に対抗し、<b>政府調達における米国製品の優先（バイアメリカン）を強化。</b></li> <li>➢ <b>法人税率をトランプ政権前の水準に戻し</b>（21%→28%）、<b>最富裕層への課税を強化。</b></li> </ul> </li> </ul>
<b>通 商</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国の競争力を強化に向けた<b>投資（インフラ、教育、技術革新等）</b>を行うまで<b>新たな貿易協定は結ばない。</b></li> <li>● 貿易協定には、<b>環境・労働分野</b>の関係者の交渉参加と強力な<b>履行担保</b>が必要。</li> <li>● <b>TPPへの参加は再交渉（労働、環境等）が条件</b>（※昨年9月の民主党候補者討論会における発言）。</li> <li>● <b>同盟国への追加関税措置</b>は、同盟国との連携に悪影響をもたらしており反対。</li> </ul>
<b>コ ロ ナ 新 型</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>マスクの着用を義務化、無料検査の実施。</b></li> <li>● <b>予防・治療への経済的支援。</b></li> <li>● <b>ワクチン開発</b>には政治介入せず、<b>科学者の意見を尊重。</b></li> <li>● <b>医療品等の重要製品の国内製造能力を強化。</b></li> </ul>
<b>気 候 変 動 ・ エ ネ ル ギ ー</b>	<p><b>（気候変動）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>気候変動対策を主導。</b>就任初日にパリ協定に復帰。就任100日以内に<b>気候変動世界サミット</b>を開催。</li> <li>● <b>2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロに。</b></li> <li>● <b>気候変動・環境に配慮したインフラ等の分野等に4年で2兆ドルを投資。</b></li> </ul> <p><b>（エネルギー）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>クリーン・エネルギー</b>で世界を主導。</li> <li>● <b>国内の化石燃料補助金を廃止、海外の石炭火力発電事業への資金協力の禁止。</b></li> <li>● <b>2035年までに発電部門の温室効果ガス排出ゼロ</b>に移行。</li> </ul>



# 米中貿易関係

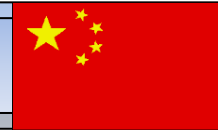


- 米国にとり、中国は第3位の貿易相手国**(第1位はメキシコ、第2位はカナダ、第4位は日本)。2015年から2018年までは、米国にとり、中国は最大の貿易相手国だった。また、**中国にとり、米国は最大の貿易相手国**(第2位は日本、第3位は韓国)。  
2019年の米中貿易総額は、米国の貿易総額の13.4%(前15.6%)を、中国の貿易総額の11.8%(前年13.7%)を占める。
- 一方、米国の対中貿易赤字は**米国の貿易赤字の40%を占め(2018年は47%)**、赤字の約60%は消費財によるもの。
- 2019年の米中貿易は、対米輸出が前年同期比12.9%減、対米輸入が21.3%減となった(中国側統計、米ドルベース)





# 米中投資等関係

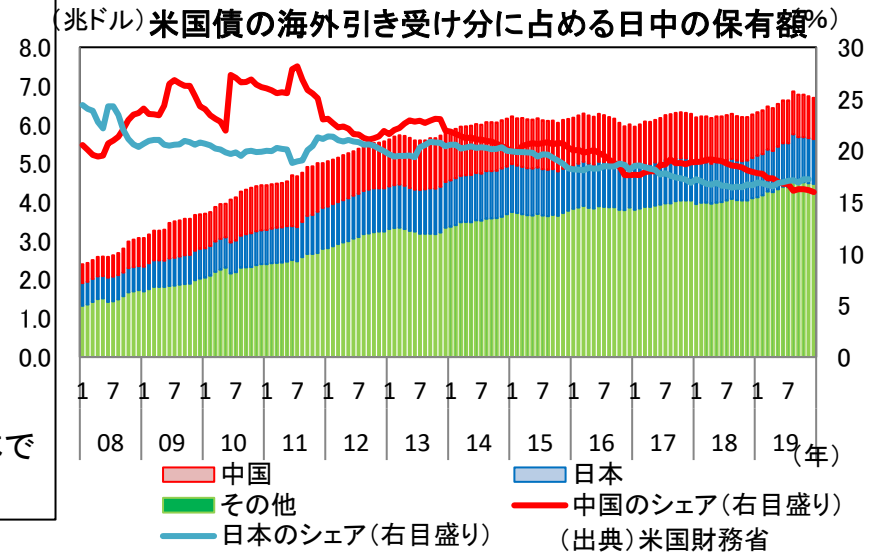


○2019年の中国の対米直接投資額(ストック)は377億ドルで、米国にとって17位の投資国。

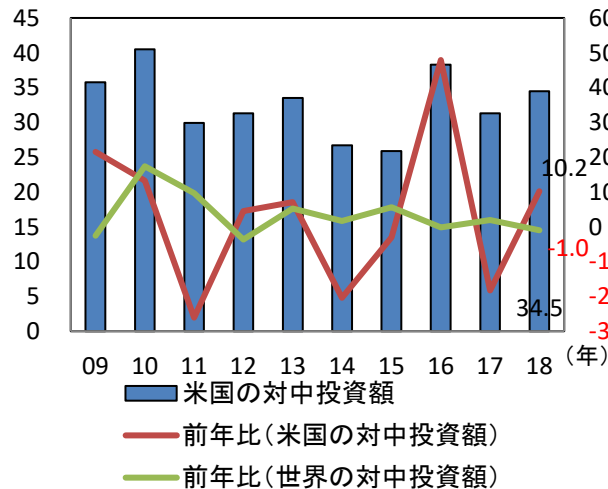
○2018年の米国の対中直接投資額(フロー)は34.5億ドルで、中国にとって第6位の投資国(第1~5位は、それぞれ、シンガポール、韓国、英国、日本、ドイツ)。世界の対中直接投資の2.5%を占める。  
※2019年の米国の対中直接投資額(中国側統計)は未発表。

○2019年の米国債の海外引受分に占める割合は、中国は日本に次ぐ第2位(16%)。(前年同期比4.8%減)、過去2年間で最低の水準。一方、金の保有は増加傾向。

【参考】中国は世界最大の外貨保有国(中国は3.2兆ドル。第2位は日本で1.3兆ドル。米国は第5位で5,167億ドル(いずれも2019年。世界銀行))



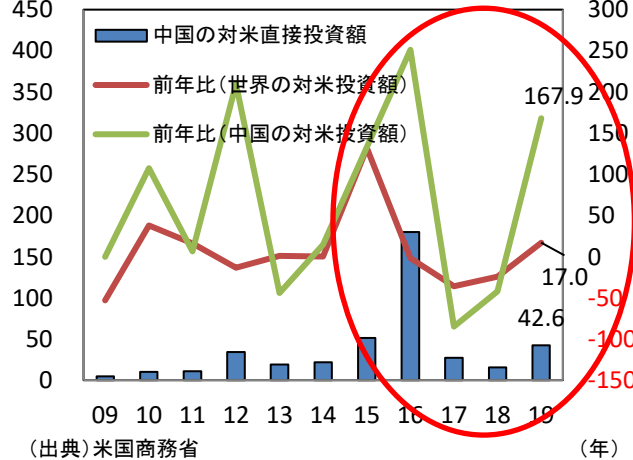
(億ドル) 米国の対中直接投資(フロー)



(出典)中国商務部

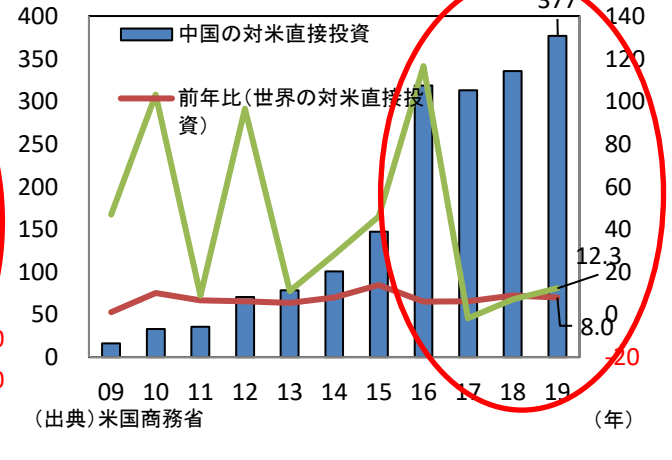
(注)前年比(右軸)は公表されている投資額を元に推計。

(億ドル) 中国の対米直接投資(フロー)



(出典)米国商務省

(億ドル) 中国の対米直接投資(ストック)



(出典)米国商務省

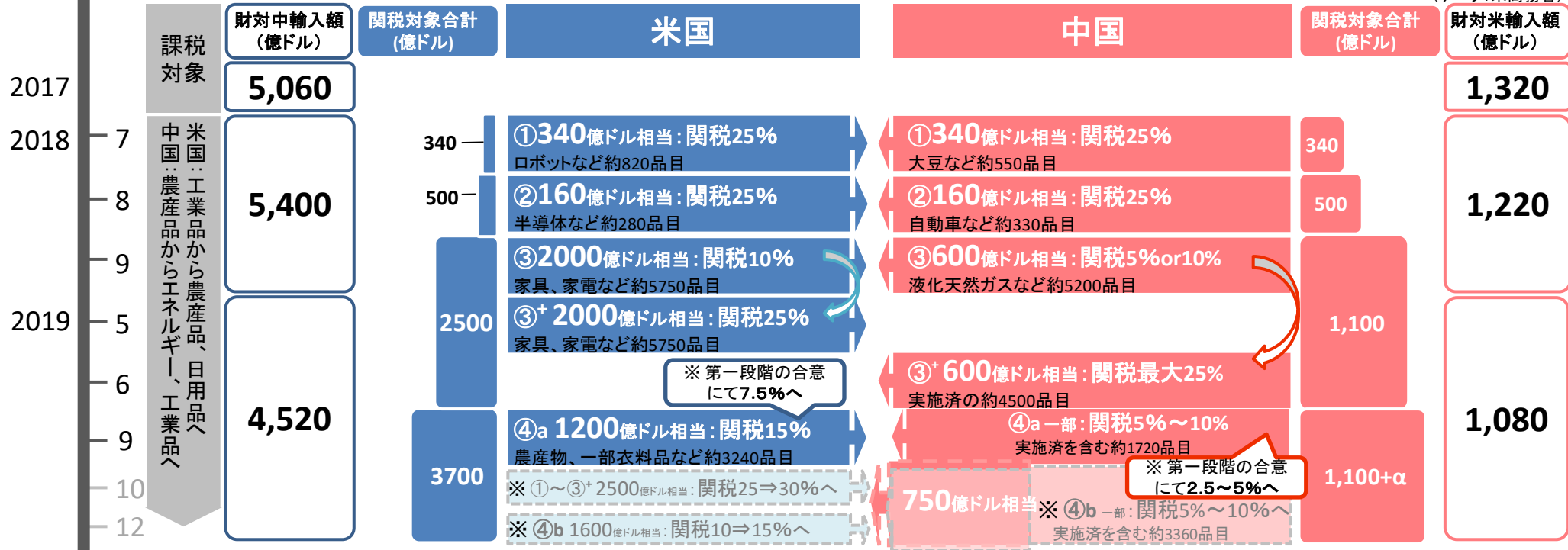
※中国の対外直接投資は、2018年が1,213億ドル(前年比13.0%減)、2019年が1,106億ドル(前年比8.8%減)。(中国政府は、資本流出を抑制するため、中国企業が海外企業を買収する際の審査を厳格化する等の資本取引を規制したことが影響)。



# 米中の関税をめぐる動き



(データ:米商務省)

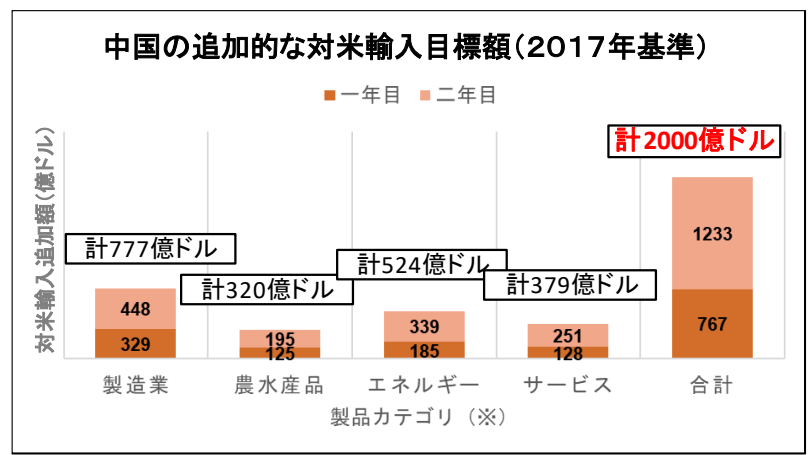


2020 1

## 第一段階の合意(19年12月(発効は20年2月))

中国は、米国による追加関税措置の見送り(上記※部分)に応じ、対米輸入額を2017年比(注)で2000億ドル以上増加することを約束。そのうち農産品は320億ドル以上輸入する。

(注) 同合意では基準となる2017年の貿易額を明記していないが、米国側のデータでは1,867億ドル、うち財は1,320億ドル。



WTOが、米国の関税措置(①、③+)について、WTOルールに違反しているとのパネル報告書を発出

## 米中第一段階の合意に関する米中閣僚級電話協議

- 本年1月に米中間で署名された「第一段階の合意文書」の履行状況に関する米中閣僚電話会議が8月25日午前(日本時間、米国時間は24日夜)実施。(米側:ライトハイザーUSTR代表、ムニューシン財務長官、中国側:劉鶴国務院副総理)。※本会議はもともと8月15日に実施されるとみられていたもの。
- 米側は「進展を確認」、中国側は「建設的な対話を行った」と発表。
- 米中双方の発表では電話会議の詳細に言及していないが、米側の発表によれば、知的財産権、金融・農業分野での米国企業に対する障壁の撤廃、強制的な技術移転、中国による米国製品購入の大幅な増加及び今後の行動につき議論された由。

### 中国側発表(新華社)

- 双方は、両国のマクロ経済政策の協調強化、米中第一段階経済貿易協議の実行などの問題について建設的な対話を行った。
- 双方は、条件と雰囲気を作り出し、引き続き米中第一段階経済貿易協議の実行を推進することで合意した。

### 米国側発表(USTR)

- 双方は、知的財産権の一層の保護の確保、金融サービスや農業分野におけるアメリカ企業への障壁の撤廃、強制的な技術移転の廃止という第一段階の合意により求められた構造改革の実行のために中国側が講じた措置を取り上げた。
- また、双方は、中国による米国製品購入の大幅な増加の他、合意の実施に必要な今後の行動についても議論した。
- 双方は共に進展を確認し、合意の成功を確実にするために必要な措置をとることにコミットしている。

### 【参考】

- 本年1月15日に署名された米中第一段階合意では、中国側は今後2年間で2017年水準から2000億ドル財・サービス(うち農水産品は320億ドル)を追加購入するとしており、1年目には767億ドル(うち農水産品は125億ドル)、2年目には残りの1233億ドル(うち農水産品は195億ドル)購入することを目標としていた。
- 米ブルームバーク紙によれば、中国側の追加購入達成度は本年6月末までに、本年目標総額の23%に留まっている由。

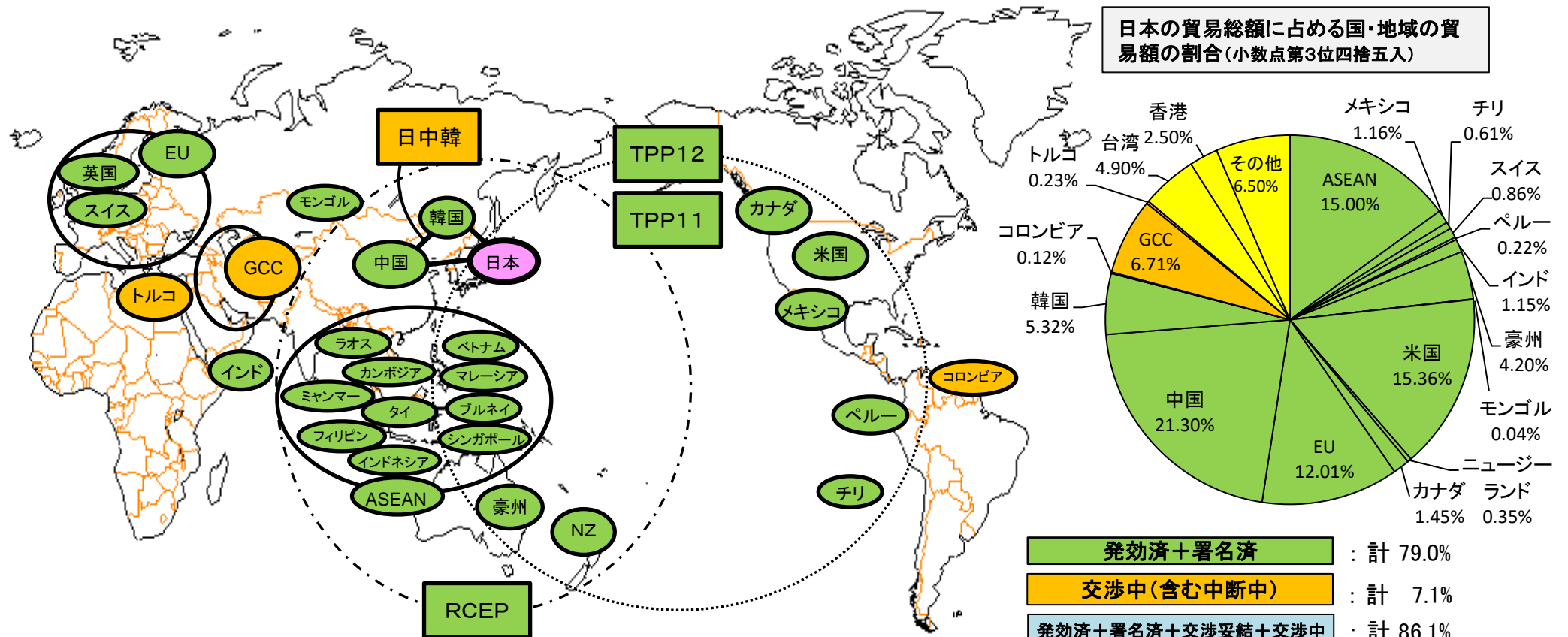


# 我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組

これまで24か国・地域と22の経済連携協定(EPA/FTA)等が発効済・署名済。

- ・発効済・署名済EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は79.0%。
- ・発効済・署名済EPA/FTA等及び交渉中EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は86.1%。

● : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域   ● : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



※GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)  
(アラブ首長国連邦, バーレーン, サウジアラビア, オマーン, カタール, クウェート)

※米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

出典: 財務省貿易統計(2020年3月公表)  
(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

2018年9月の日米共同声明に沿って交渉を行い、2019年9月25日の日米首脳会談で最終合意を確認。日本時間10月8日、署名。国会による承認を経て、2020年1月1日に発効。



## 1 日米貿易協定

- 世界のGDPの約3割(25.5兆ドル)を占める、日米間の物品貿易に関する協定であり、関税の撤廃又は削減の方法等を定めることにより、両国間の物品貿易を促進する。
- 2018年末のTPP11発効、2019年2月の日EU・EPAの発効を背景に、4月以降、5ヶ月にわたる交渉で決着。
- 物品貿易の促進により、日米両国の経済的な結びつきがより強固なものとなり、ひいては、日米の貿易を安定的に拡大させるとともに、自由で開かれた国際経済の発展につながる。

## 2 日米デジタル貿易協定

- 円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し、日米間のデジタル貿易を促進。
- 日米両国が引き続きデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となるもの。

- 電子的送信に対する関税の不賦課
- デジタル・プロダクトの無差別待遇
- 電子署名の法的有効性を否定することの禁止
- 情報の電子的手段による国境を越える移転の制限の禁止
- コンピュータ関連設備の自国内での利用・設置(データ・ローカライゼーション)要求の禁止
- オンライン上の商業活動を行う消費者の保護に関する法律の制定・維持
- 個人情報の保護について定める法的枠組み及び迷惑メールの受信防止措置の採用・維持
- ソフトウェアのソース・コード及びアルゴリズムの開示要求の禁止(規制機関と司法当局の措置を除く)
- SNS等のコンピュータを利用した双方向サービスの提供者等の民事上の責任の制限
- 情報通信技術(ICT)産品に関する、暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求の禁止



## 概要

- EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定。
- 10月23日、東京において、茂木大臣とトラス英国国際貿易大臣との間で署名。
- 日EU・EPAにおける英国市場へのアクセスを維持。鉄道車両・自動車部品等一部品目で英国市場へのアクセスを改善。日本市場へのアクセスについて、基本的に日EU・EPAの内容を維持。
- 電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定。

## 経緯

- 昨年2月：日EU・EPA発効⇒本年1月：英国のEU離脱⇒6月9日：交渉開始⇒9月11日：大筋合意⇒10月23日：署名

## 意義

- 英国のEU離脱後の移行期間終了(本年末)までに本協定を締結すれば、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性が確保される。高い水準の規律の下で、日英間の貿易・投資の更なる促進につながる。
- 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信。
- 本協定は、良好な日英関係を更に強化していくための重要な基盤。英国によるCPTPP加入関心を日本として引き続き歓迎。

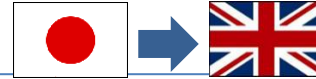
### <日系企業にとっての英国のビジネス上の意義>

✓ 日系企業が約1,000社進出し、約18万人の雇用を創出。英国はEUへのゲートウェイ（欧州事業の統括・販売・研究開発拠点）。

# 主要内容 ～日EU・EPAの成果を踏まえつつ、先進的なルールも新設～

## 主要内容: 物品貿易

日本産品の英国市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。(例)乗用車: 日EU・EPAと同様に2026年に撤廃。

- 工業製品
  - ✓ 100%の関税撤廃。
  - ✓ 日EU・EPAで獲得した即時撤廃を維持。
  - ✓ 追加的に鉄道車両・自動車部品等の即時撤廃を確保。
- 農林水産品等
  - ✓ 主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。
  - ✓ 輸入規制の撤廃(日本ワイン)や農産品・酒類GI(地理的表示)の保護を維持、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続。

英国産品の日本市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。

- 農林水産品
  - ✓ 日EU・EPAの範囲内。
    - ・新たな関税割当ては設定せず<sup>(※)</sup>。
    - ・日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下で同じ内容のセーフガードを措置。

(※)日EU・EPAの関税割当てに利用残が生じた場合に限り、それを活用できる仕組みを設定。

- 工業製品
  - ✓ 100%の関税撤廃(日EU・EPAで即時撤廃したものを同様に即時撤廃)。

## 主要内容: ルール分野

- 原産地規則
  - ✓ EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。
  - ✓ 工作機械、繊維、自動車部品等の一部については品目別規則を日EU・EPAよりも緩和。
- 電子商取引・金融サービス
  - ✓ 情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象にアルゴリズムを追加。
  - ✓ 金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の設置要求の禁止を規定。
- 競争政策
  - ✓ 日EU・EPAの内容を維持しつつ、消費者保護に係る規定を追加。
- ジェンダー(貿易と女性)
  - ✓ 女性による国内経済及び世界経済への衡平な参加の機会の増大の重要性を認めること等を規定。

# 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定への署名

## 経緯

- ▶ 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- ▶ 2013年5月以降、31回の交渉会合、19回の閣僚会合、4回の首脳会議を開催。
- ▶ 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。

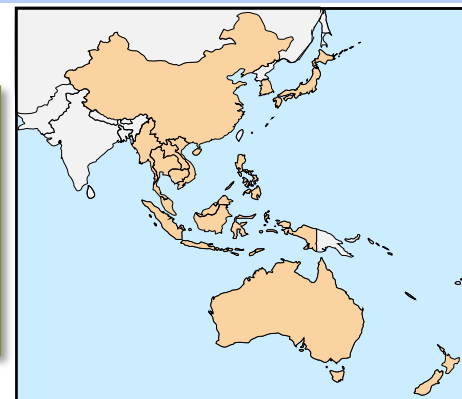
## 意義

- ▶ 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- ▶ 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド(2019年11月以降交渉不参加)については、復帰を働きかけたが、本年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

## 対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等



## 参加国

### ASEAN10か国

(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、  
日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド(NZ)。

### ■人口

22.7億人(2019年)  
(世界全体の約3割)

### ■GDP

25.8兆米ドル(2019年)  
(世界全体の約3割)

### ■貿易総額(輸出)

5.5兆米ドル(2019年)  
(世界全体の約3割)

# 主要内容：物品の貿易

## 日本産品のRCEP協定締約国市場へのアクセス

【対日関税撤廃率(品目数ベース)】86%~100%(ASEAN・豪・NZ)、86%(中)、83%(韓)

### 工業製品

- ✓ 14か国全体で約92%の品目の関税撤廃を獲得。
- ✓ 中国及び韓国における無税品目の割合が上昇(中国:8%→86%、韓国:19%→92%)。

(最終的な関税撤廃品目の例)

- 中国:電気自動車用の重要部品(モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部)、ガソリン車用の重要部品(エンジン部品の一部、エンジン用ポンプの一部)、鉄鋼製品(熱延鋼板の一部、合金鋼の一部)。
- 韓国:自動車部品(カムシャフト、エアバッグ、電子系部品)、化学製品(液晶保護フィルムの原料)。
- インドネシア:鉄鋼製品(ばねの一部、貯蔵タンク)。
- タイ:カムシャフトの一部。

### 農林水産品等

- ✓ 中国等との間で我が国の輸出関心品目について関税撤廃を獲得。

(最終的な関税撤廃品目の例)

- 中国:パックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、切り花、ソース混合調味料、清酒。
- 韓国:菓子(キャンディー、板チョコレート)、清酒。
- インドネシア:牛肉、醤油。

## RCEP協定締約国産品の日本市場へのアクセス

【日本の関税撤廃率(品目数ベース)】88%(対ASEAN・豪・NZ)、86%(対中)、81%(対韓)

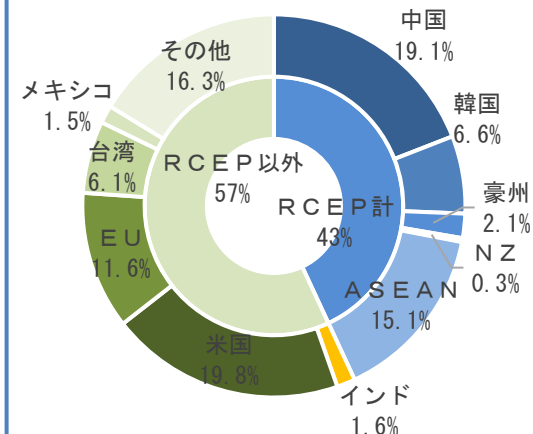
### 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃。

### 農林水産品等

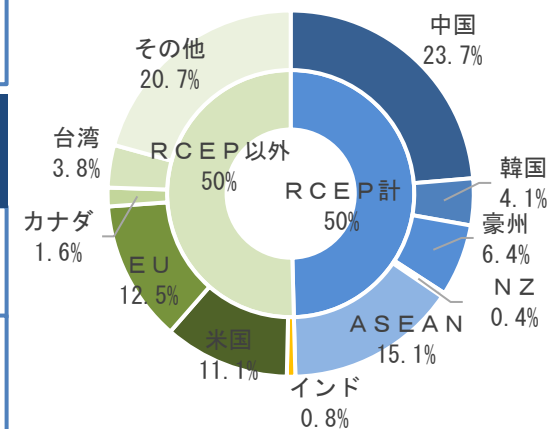
- ✓ 重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)を関税削減・撤廃から除外。
- ✓ 中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等(たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等)を関税削減・撤廃の対象とせず。

日本の輸出に占めるRCEP参加国の割合  
(2019年)



総計76.9兆円

日本の輸入に占めるRCEP参加国の割合  
(2019年)



総計78.6兆円

(出典:財務省貿易統計より作成)

# 主要内容：ルール分野

## 物品の貿易

- ✓ 内国民待遇義務のほか、非関税措置に関する協議要請への対応義務や輸入許可手続の変更の際の通報義務等を規定。

## 原産地規則

- ✓ 本協定に基づく関税の撤廃又は削減の対象となる原産品の認定要件及び証明手続等について規定。
- ✓ 他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなすこと(「累積」)ができる旨を規定。
- ✓ 第三者証明及び認定輸出者制度を採用し、一定期間以内に生産者・輸出者自己申告も導入する旨を規定。これらに加え、我が国は発効時から輸入者自己申告を導入。

## 税関手続及び貿易円滑化

- ✓ 関税法令の予見可能性、一貫性及び透明性のある適用を確保するとともに、事前教示制度や通関手続に数値目標を設定する等、通関の迅速化や税関手続の簡素化に資するルールを規定。

## 衛生植物検疫措置

- ✓ 衛生植物検疫措置の適用の透明性の確保及び締約国間の協力の強化について規定。

## 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

- ✓ 製品の生産方法等に関する要件及びそれらに適合しているかどうかを評価するための手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保に係る義務等を規定。

## 貿易上の救済

- ✓ セーフガード措置、ダンピング防止税及び相殺関税等について、透明性の確保や手続等を規定。

## サービスの貿易

- ✓ サービスの貿易に関する内国民待遇義務、市場アクセス義務、最恵国待遇義務、規制・措置の透明性の確保等を規定。金融サービス、電気通信サービス及び自由職業サービスに関する追加的なルール等も規定。

## 自然人の一時的な移動

- ✓ 物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する自然人の一時的な入国及び滞在の許可及び手続等を行う際のルールを規定。

## 投資

- ✓ 内国民待遇義務、最恵国待遇義務及び特定措置の履行要求(技術移転要求やロイヤリティ規制を含む)の禁止(これらの義務に適合しない各締約国の措置は、留保表に記載。)、投資財産に対する公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務や、正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定。

## 知的財産

- ✓ 著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許等を対象に、知的財産権の取得や行使について規定。
- ✓ 周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限、職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定。

## 電子商取引

- ✓ 電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、情報の電子的な手段による越境移転(データ・フリーフロー)、電子署名、消費者保護等について規定。

## 競争

- ✓ 反競争的行為を禁止するための法令の制定・維持及び執行、企業的所有形態を問わない競争法令の適用、競争当局間の協力の推進等について規定。

## 中小企業・経済協力及び技術協力

- ✓ 中小企業の実力向上のための協力や経済協力及び技術協力に関する活動の推進等について規定。

## 政府調達

- ✓ 中央政府機関が行う政府調達に関する法令及び手続の透明性の確保等について規定。

## 紛争解決

- ✓ 本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を解決する際の協議、パネル手続等について規定。



# 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP/TPP11)

## 概要

- 環太平洋パートナーシップ協定(TPP12)からの離脱を表明した米国以外の国の11か国間で同協定の内容を実現するための協定(一部凍結条文あり)。**2018年12月30日に発効**。人口約5億人、GDP約10兆ドル、貿易総額約5兆ドルの経済圏(注)。
- 締約国(7か国): メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナム
- 署名国(未締約国)(4か国): ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー
- 関心国: タイ、英国等

(注)

- 日EU・EPA

人口: 約6.4億人、GDP: 約22兆ドル、貿易総額: 約10兆ドル

- RCEP

人口: 約34億人、GDP: 約28兆ドル、貿易総額: 約10兆ドル

## 交渉経緯

### 2017年

- 1月 トランプ米大統領、TPP離脱の大統領覚書を発出
- 3月 TPP閣僚会合(於:チリ)
- 5月 TPP閣僚会合(於:ベトナム)
- 7月 第1回TPP高級事務レベル会合  
(以降、計4回開催(3回は日本が主催))
- 11月 **TPP閣僚会合(於:ベトナム)**  
→ **大筋合意**

### 2018年

- 1月 TPP高級事務レベル会合(於:日本)  
→ 協定本文及び凍結項目を確定。
- 3月 **署名式(於:チリ)**
- 12月 **TPP11発効**

### 2019年

- 1月 第1回TPP委員会(閣僚級)(於:日本)
- 10月 第2回TPP委員会(於:NZ)

### 2020年

- 8月 第3回TPP委員会(閣僚級)(テレビ会議)
- 9月 英国のTPP11加入に関する非公式会合  
(テレビ会議)

## 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

### 意義

- 参加国間で、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、幅広い分野で新たなルールを構築する。
- 海外の成長市場を取り込み、我が国の未来投資戦略に寄与する。
  - ・ 実質GDP: 約1.5%押し上げ  
(約8兆円に相当(2016年度GDP水準で換算))(※)
  - ・ 労働供給: 約0.7%(約46万人)増加(※)
- 世界で保護主義的傾向が強まる中、自由で公正な21世紀型のルールを作っていく上で重要な一歩であり、米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになる。

(※)TPP協定の経済効果分析

・実質GDP: 約2.6%押し上げ

(約14兆円に相当(2014年度GDP水準で換算))

・労働供給: 約1.3%(約80万人)増加

### 【21世紀型ルールの例】

#### <投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

#### <貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

#### <電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

#### <国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

#### <知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

- 露呈した現下の自由貿易体制の限界や脆弱性を踏まえ、「コロナ前」よりも切迫感をもってWTO改革を進める必要がある。

## 多角的自由貿易体制への影響

- 1. 貿易量の急減**(WTOは前年比▲9.2%と予想)  
→経済の早期回復に向け、モノ・サービスの貿易、人の移動の促進に向けた大胆な合意を目指す。
- 2. 農業、医薬品への輸出規制等が多発。**  
→これらの「例外措置」の対象を絞り、目的相応性、時限性、無差別性、透明性(WTOへの通報)などの要件(3月のG20貿易大臣声明)をマルチに広げる。
- 3. 国内自給強化(補助金、政府調達等)やサプライチェーンの多元化の動きも。**
- 4. デジタル経済化の進展**  
医療や経済社会対策へのビッグ・データ活用。電子認証・決済の多用。  
→個人情報保護、データの越境流通等のルール作りが喫緊。
- 5. 途上国待遇・支援の必要性**  
→「真に必要とする最小限の国」に認められるべき。

## 改革の論点・メニュー

### 新しいルール作り

- 電子商取引「大阪トラック」(その他)  
投資円滑化、サービス国内規制、産業補助金等
- 途上国待遇を受ける対象国の限定

### ルール遵守と監視

- 通報制度改革(透明性向上)
- 貿易制限措置の要件化

### 紛争解決制度改革

# 大阪トラックの立上げ(2019年6月)

2019年6月28日 G20大阪サミット

安倍総理がデジタル経済に関する首脳特別イベントを主催、  
デジタル経済に関する大阪宣言を発出

- 成長の著しいデジタル経済
- デジタル化と新興技術の利益の最大化
- イノベーション促進
- データ・デジタル経済の十分な潜在力の活用

(「デジタル経済に関する大阪宣言」より)

⇒国際的な政策討議を促進することが重要

日、米、中、EU  
を含む24か国・地  
域の首脳が、

WTOでの電子商取引  
のルール作りに参加  
する78のWTO加盟国  
と共に



デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的な  
ルール作りを進めていく「大阪トラック」の立上げを宣言。

# WTO電子商取引(経緯と現状)

## 第11回WTO閣僚会議 (MC11) (2017年12月)

- ◆電子商取引の議論に積極的な米、EU、途上国を含む**71加盟国**が、将来の交渉に向けて探求的作業を開始する旨の**共同声明**を発出。

## 有志国閣僚共同声明 (2019年1月ダボス、78加盟国)

- 電子商取引の貿易関連の側面に関するWTOにおける交渉を開始する意思を確認。
- 可能な限り多くのWTO加盟国の参加を得て、WTOにおける既存の協定及び枠組みを基礎とする高い水準の成果を達成することを目指す。
- 電子商取引に関し、途上国及び後発開発途上国を含む加盟国並びに零細・中小企業が直面する特有の機会及び課題を認識し、考慮。
- ビジネス、消費者及び世界経済にとっての電子商取引の利益を更に増大させるため、全てのWTO加盟国に参加するよう引き続き奨励。

## G20大阪サミット (2019年6月) ~

- 安倍総理は2019年1月のダボス会議で「**信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)**」を提唱。
- G20大阪サミットの機会に、DFFTに基づき、**デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関するルール作りを進めるための「大阪トラック」**を立ち上げ。
- 「大阪トラック」の下、交渉参加国は現在**86カ国**まで増加。

# WTO電子商取引交渉で議論されている主なDFFT関連規律

◆ WTO電子商取引交渉においては、先進国を中心に、TPP11等の二国間・複数国間協定をベースとした以下のDFFTの要素が提案、検討されている。

## 越境データ流通の自由化（※）

（※但し、一定条件の下、正当な公共政策目的による例外を許容）

### 情報越境移転

事業実施のために行われる情報の電子的手段による国境を越える移転を原則として許可。

電子商取引事業を展開するための大前提としての基盤である国境を越える情報の移転を不当に阻害するような規制の導入を抑制する効果。

### データ国内保存要求の禁止

事業遂行の条件としての自国の領域におけるサーバー等のコンピュータ関連設備設置の要求を原則禁止。

多額の投資や拠点設置を伴わずに海外の消費者や企業と直接取引できるという電子商取引の利点を不当に阻害する規制の導入を抑制する効果。

## 信頼性（データの安全・安心）（※）

（※但し、行政、司法手続に必要なアクセス要求は対象外）

### ソース・コード／アルゴリズムの移転・開示要求の禁止

ソフトウェアの販売・利用等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードやアルゴリズムの移転やアクセスの要求を原則禁止。

企業にとって機密情報に当たるソース・コード、アルゴリズムが必要以上に開示を求められることを抑制する効果。

### 個人情報保護 / 消費者保護

個人情報保護のための法的枠組みの採用・維持。  
オンライン上の消費者保護のための制度の制定・維持。

個人情報保護や消費者保護を制度的に確保し、デジタル経済への参加を促進する効果。

### ICT製品の暗号開示要求の禁止

ICT製品に使用される暗号情報の移転やアクセスの要求を原則禁止。

ICT製品に含まれる企業秘密やICT製品を利用した通信等に対する暗号による保護が危険に晒されるリスクを抑制する効果。

## 1. 概要

- ◆ 日程: 11月20日(金) 21時から約3時間(テレビ会議形式)
- ◆ 出席者: APEC21の国・地域(エコノミー)の首脳が出席。日本からは、菅総理が出席。(議長: ムヒディン・マレーシア首相)
- ◆ APEC首脳会議は2年ぶりの開催。APEC史上初めてのテレビ会議形式での開催。
- ◆ 3年ぶりに首脳宣言を採択。ボゴール目標(1994-2020)<sup>(※1)</sup>後のAPECの方向性を示す文書である、「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」<sup>(※2)</sup>を採択。



(※1) 1994年の首脳会議で決定された「先進エコノミーは遅くとも2010年までに、開発途上エコノミーは遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」との目標  
(※2) プトラジャヤ: 当初マレーシアが首脳会議を予定していたクアラルンプール郊外の都市名

## 2. 議論内容

- ◆ 各エコノミーが、ポストコロナに向けた対応や新たなAPECのビジョン等に関し発言。アジア太平洋地域のポストコロナの経済成長に向け、APECが一丸となって取り組んでいくことで概ね一致。
- ◆ 菅総理からは、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済成長に向け、特に重視する事項として、次の3点を発言。新たなAPECのビジョンの実現に向け、積極的に貢献することを強調した。
  - (1) デジタル化と脱炭素社会の実現(デジタル庁の設立、デジタル貿易に関する国際ルールづくりの主導、2050年までの「カーボン・ニュートラル」実現に向けイノベーションを最大限活用して「環境と成長の好循環」を加速、エネルギー源の多様化や強靱性の向上によるエネルギーの安定供給の実現の取組の主導)
  - (2) 自由貿易の推進と連結性の強化(国際的なルールの下での貿易・投資の自由化と連結性の強化が「自由で開かれたインド太平洋」を支えること、自由で公正な国際経済ルールづくりや多角的自由貿易体制の維持・強化、WTO改革の重視、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けたTPP11の実施・拡大及びRCEP協定の早期締結、サプライチェーンの強靱化や高インフラの普及・実践の牽引による連結性の強化)
  - (3) 包摂的な経済成長(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進など、「人間の安全保障」の概念に立脚した取組の強化)

## 3. 首脳宣言の概要

- (1) **新型コロナウイルス感染症**に対処するための包摂的、効果的かつ持続的な対応を支える全ての利用可能な政策手段を用いるために引き続き協働。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに向かうに当たり、デジタル技術の発展と貢献の重要性を認識。
- (2) **APEC プトラジャヤ・ビジョン2040**: 地域の将来を主として導く新たなビジョンであるAPEC プトラジャヤ・ビジョン2040を宣言。
- (3) **貿易・投資**: ボゴール目標の下でなされた大きな進捗を歓迎し、アジア太平洋地域における「貿易及び投資の環境改善を促進する上で、更なる取組が必要であることを確認。自由で、開かれた、公正で、無差別的で、透明性のある、かつ予見可能な貿易・投資環境の重要性を認識。
- (4) **多角的貿易体制とWTO改革**: APECが多角的貿易体制を支持し続けることに対するAPEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) からの要請に留意。WTOの機能を改善させることを目指した必要な改革等を通じ、WTOで現在進行中の作業を引き続き支持。
- (5) **アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)**: 質の高い包括的な地域での取組に貢献するFTAAPのアジェンダに関する作業等を通じ、市場主導による地域における経済統合を更に推し進める。
- (6) **サプライチェーン強靱性**: 必要不可欠な物品及びサービスの移動並びに人々の安全で必要不可欠な移動を促進するために協力し、貿易に不必要な障壁を特定し、取り除くことで、サプライチェーンの強靱性を強化。
- (7) **質の高いインフラ**: 関連するAPECの作業に基づく質の高いインフラ整備・投資を通じて地域連結性を向上する重要性を強調。
- (8) **デジタル経済**: データの流通を促進し、デジタル取引に対する消費者及びビジネスの信頼を強化する上での協力の重要性を認識。
- (9) **持続可能性と人間の安全保障**: 包括的な質の高い成長を促進し、APECの人間の安全保障のアジェンダに関するものを含め、このための作業を推し進める。食料安全保障を確保。エネルギー強靱性及びエネルギー安全保障を向上。



## 4. APECプラジャヤ・ビジョン2040の概要

◆「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすること」を、以下3つの経済的推進力により実現する。

### 1. 貿易・投資

- 自由で、開かれた、公正で、無差別で、透明性のある、予見可能な貿易・投資環境の重要性を認識し、実現するために共に作業を継続
- 良く機能する多角的貿易体制を実現させ、WTOの合意されたルールへの支持の再確認
- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)のアジェンダに関する作業等を通じて、ボゴール目標及び市場主導による地域における経済統合を推進

### 2. イノベーションとデジタル化

- 市場主導で、デジタル経済やイノベーションに支えられた環境をつくり、構造改革及び健全な経済政策追求
- デジタルインフラの強化、データの流通の促進と消費者やビジネスの信頼の強化で協力

### 3. 力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長

- 災害や疫病等への強靱性を確保するため、中小零細企業、女性を含む皆に恩恵をもたらす質の高い成長の促進
- 人材育成の強化、気候変動等を含む環境分野の課題への対処



(首脳会議における採択の様様)

## 概要

## ◆ 日程:11月21日(土)及び22日(日) 22時から約3時間(テレビ会議形式)

11月21日(土)	11月22日(日)
・開会セッション	・首脳サイドイベント 「地球の保護：循環炭素経済アプローチ」
・セッション1 「感染症との戦い及び成長と雇用の回復」	・セッション2 「包括的、持続可能で強靱な未来の構築」
・首脳サイドイベント 「感染症への備えと対応」	・閉会セッション
	・G20議長記者会見



## ◆ 参加国・機関 G20メンバー及び7招待国、11国際機関

【G20メンバー】サウジアラビア、日本、アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、メキシコ、韓国、ロシア、南アフリカ共和国、トルコ、英国、米国、EU

【招待国】スペイン、ヨルダン、シンガポール、スイス、ベトナム(ASEAN議長国)、UAE(GCC議長国)、ルワンダ(NEPAD議長国)

【国際機関】国連、世界銀行、IMF、WHO、WTO、FAO、金融安定化理事会、ILO、OECD、アラブ通貨基金、イスラム開発銀行

## 意義

- ◆ 菅総理は、G20サミットに初めて出席し、2日間にわたり、**ポスト・コロナの国際秩序に関する日本の考えを主張し、議論を主導。**
- ◆ その結果、G20として、**①新型コロナウイルス感染症への対応、②世界経済の回復、③国際的な人の往来の再開、**更には**④ポスト・コロナの国際秩序作り**を、国際社会において主導していくとのメッセージを明確に発信。
- ◆ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について、菅総理から、**人類が感染症に打ち勝った証として開催する決意を強調。**日本の決意を称賛する旨、首脳宣言に明記。

## 総理の発言のポイント

## 一日目議題: 感染症との戦い及び成長と雇用の回復

- 【新型コロナ】診断・治療・ワクチンへの公平なアクセスが必要。日本は**特許プール**を重視。「人間の安全保障」に立脚し、**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ**と持続可能な保健財源の確保が重要。
- 【経済・人の往来】感染拡大防止に万全を期し、**経済回復**、**人の往来再開**に向けあらゆる努力を傾注。
- 【デジタル化】コロナ危機で**デジタル化を加速する必要性**が明確に。大胆な規制改革実行のため、司令塔となる**デジタル庁**を設立。「**信頼性のある自由なデータ流通**」の考え方の下、**国際的なルール作り**を推進。
- 【貿易】内向き志向が強まりかねない中、WTO改革を通じ**多角的貿易体制**を維持・強化。
- 【より良い復興】「**質の高いインフラG20原則**」の普及・実践、サプライチェーン強靱化を推進。
- 【途上国債務】G20の「共通枠組」に従い、債権国と民間債権者の全てが適切な措置を透明・確実に実施する必要。
- 【東京五輪】来年の夏、**人類がウイルスに打ち勝った証**として、**東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する決意**。安全・安心な大会を実現するために、今後も全力で取り組んでいく。

## 二日目議題: 包括的、持続可能で強靱な未来の構築

- 【グリーン社会】**2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにするカーボン・ニュートラル**の実現を目指す。温暖化対応は成長につながるという**発想の転換**が必要。革新的な**イノベーション**が鍵。**経済と環境の好循環**を創出。
- 【海洋プラスチック汚染】2050年までに新たな海洋汚染ゼロを目指し、途上国を支援。
- 【SDGs】「誰一人取り残さない」との考え方に基づきSDGs達成に向け今まで以上にG20で連携。
- 【女性活躍の推進】エンパワー（注:大阪サミットで合意した民間部門の取組）の取組開始を歓迎。

## サイドイベントにおける総理の発言のポイント

## 首脳サイドイベント(22日):地球の保護:循環炭素経済アプローチ

【グリーン社会】2050年までの脱炭素社会の実現を目指す。温暖化への対応は大きな成長につながるという発想の転換が必要。革新的なイノベーションを通じたグリーン社会の実現に努力。国際社会を主導していく。

【海洋の保全】「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の下、新たな海洋プラスチックごみ汚染を2050年までにゼロにすることを目指し、技術支援を行う。

## G20リヤド首脳宣言の概要

## ＜総論＞

我々が続けている新型コロナウイルスによる危機への対応は、我々の歴史における決定的な瞬間。我々は、**ポスト・新型コロナウイルス時代における世界を形づくることを主導すること**にコミットする。

## ＜コロナ危機への対応＞

【**薬・ワクチンの普及(含特許プール)**】全ての人々の診断、治療、ワクチンへの安価かつ公平なアクセスを確保するためのいかなる努力も惜しまない。ACTアクセラレータ、コバックスファシリティ、**特許プール**(知的財産権に係る自主的なライセンス供与)**を完全に支持**。

【**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ**】よく機能し、価値に根差し、包摂的で、強じん性のある保健システムは、**ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ**の達成に向けて極めて重要。途上国における持続可能な保健財源の重要性を再確認。

## ＜経済の回復＞

【**経済成長・雇用創出**】経済を成長へと回復させ、全ての人々の雇用を保護し、創出する道へ戻すための**あらゆる努力を惜しまない**。

## G20リヤド首脳宣言の概要

【世界経済】世界経済は部分的に回復しているが、ばらつきがあり、不確実性が高く、新たな感染拡大などのより大きな**下方リスク**にさらされている。必要とされる間は、**全ての利用可能な政策手段**を引き続き用いることを決意。

【人の往来】公衆衛生を守る取組を妨げない方法で、**人の移動を促進**する方法を探求。

【貿易】多角的貿易体制は、今やかつてなく重要。自由、公正、包摂的、無差別で、透明性があり、予見可能な安定した貿易・投資環境の実現に努力し、**開かれた市場**を維持。**WTO改革への政治的な支持を表明**。**サプライチェーン**の持続可能性及び強じん性を高める必要性を認識。

【過剰生産】**過剰生産能力**等の構造的な問題が負の影響を起こしうることに留意。

【インフラ】「質の高いインフラ投資に関する**G20原則**」の作業を**前に進める**。

【デジタル化】**デジタル技術**がコロナ対応において鍵となる役割を果たす。

**信頼性のある自由なデータ流通**（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト）の重要性を認識。

### <包摂的な復興>

【気候変動】パリ協定の署名国は、できるだけ高い野心を反映した「国が決定する貢献」を通報又は**更新**するとの要請を想起する。

【SDGs】**SDGs**の実施を推進。誰一人取り残さないことを確保。

【女性の活躍推進】エンパワー（注：大阪サミットで合意した民間部門の取組）の開始を歓迎。

### <東京オリンピック・パラリンピック>

我々は、大規模な公のイベントの延期を通じて人々の健康を守るための取組を評価する。**我々は、人類の力強さと新型コロナウイルスに打ち勝つ世界の結束の証として、来年東京2020オリンピック・パラリンピックを主催するという日本の決意を称賛する。**